

上野原市危機管理指針

平成 24 年 12 月

上 野 原 市

目次

| | | |
|-----|-------------|---|
| 第1章 | 総則 | 2 |
| 第1 | 目的 | 2 |
| 第2 | 定義 | 2 |
| 第2章 | 市の責務 | 3 |
| 第1 | 基本的責務 | 3 |
| 第2 | 計画と実施 | 3 |
| 第3 | 職員の責務 | 3 |
| 第3章 | 市民・事業者の役割 | 3 |
| 第1 | 市民の役割 | 3 |
| 第2 | 事業者の役割 | 3 |
| 第4章 | 危機管理の基本方針 | 3 |
| 第1 | 事前対策 | 3 |
| 第2 | 応急対策 | 4 |
| 第3 | 事後対策 | 5 |
| 第5章 | 計画の策定 | 5 |
| 第1 | 上野原市地域防災計画 | 5 |
| 第2 | 上野原市国民保護計画 | 5 |
| 第3 | 上野原市危機管理計画 | 6 |
| 第4 | マニュアル等の策定 | 6 |
| 第6章 | 危機管理の推進体制 | 6 |
| 第1 | 危機管理統括責任者 | 6 |
| 第2 | 危機管理責任者 | 6 |
| 第3 | 危機管理主任者 | 6 |
| 第4 | 上野原市危機管理会議 | 6 |
| 第5 | 危機発生時等の本部体制 | 6 |
| 参 考 | 上野原市危機管理概念図 | 7 |

第1章 総則

第1 目的

この指針は、上野原市における危機管理の基本を定めることにより、危機に対し総合的かつ効果的に対処し、市民の生命、身体及び財産の安全を守ることを目的とする。

第2 定義

1 危機

危機とは、「市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす事態又は及ぼすおそれがある事態」をいう。

この指針においては、これを「災害」、「武力攻撃事態等及び緊急対処事態」及び「事件・事故等」の三つに大別して定義する。

(1) 災害

災害とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号で定められている「暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害」をいう。

(2) 武力攻撃事態等及び緊急対処事態

武力攻撃事態等とは、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第2条第2号及び第3号で定められている「武力攻撃事態」及び「武力攻撃予測事態」をいう。

また、緊急対処事態とは、同法第25条第1項の事態をいう。

(3) 事件・事故等

事件・事故等とは、災害や武力攻撃事態等及び緊急対処事態を除いたその他すべての危機で、テロ、感染症、環境汚染などをいう。

2 危機管理

危機管理とは、危機から市民の生命、身体及び財産の安全を守ることを目的として、危機の発生を防止し、危機の発生後は、被害等の軽減を図り、危機を收拾し、その後、市民生活を平常に回復させることをいう。

第2章 市の責務

第1 基本的責務

市は、市民の生命、身体及び財産の安全を守るため、市の有するすべての機能を十分に発揮するとともに、国、他の地方公共団体その他関係機関等と相互に連携、協力し、危機に係る対策を総合的に推進する責務を有する。

第2 計画と実施

市は、国、他の地方公共団体その他の関係機関等の協力を得て、法令に基づく計画及びこの指針に基づく計画並びにそれぞれの計画の実施に当たって必要なマニュアル等を定め、これを実施する責務を有する。

第3 職員の責務

職員は、常に危機管理に関する知識、技術の習得に努め、危機発生時は、直ちに対応する事務に従事し、市民の生命、身体及び財産の安全を守る責務を有する。

第3章 市民・事業者の役割

第1 市民の役割

- 1 市民は、平常時から危機管理に関する知識、技術の習得に努めるとともに、自ら建築物等の安全性の向上、危機に対する必需品の備蓄、情報入手手段の確認など、危機に備えるための手段を講ずるよう努める。
- 2 市民は、危機に対する訓練等に参加することによって、危機に際して自発的な活動ができるよう努める。
- 3 市民は、危機に際して地域において相互に協力し、被害を最小限にとどめるよう努める。
- 4 市民は、市の危機管理に積極的に協力するよう努める。

第2 事業者の役割

- 1 事業者は、その管理する施設、組織などにおける危機の発生を抑止するとともに、その社会的責任に基づき、その能力を活用して市の危機管理に積極的に協力するよう努める。
- 2 事業者は、地域社会の一構成員として積極的に市民、自主防災組織などと連携、協力するよう努める。

第4章 危機管理の基本方針

第1 事前対策

事前対策では、市は、平常時から危機に関する情報収集に努めるとともに、危機を想定してその予防対策に最善を尽くし、応急対策及び事後

対策に備える。

1 危機に関する調査・研究

平常時から危機発生の要因、危険度、被害などについて調査・研究を行い、危機に対する予防、被害の軽減などの対策に反映するものとする。

2 点検・確認等の実施

所管業務や情報連絡及び緊急体制の点検・確認などを実施するとともに、重要な施設や設備、資機材などの適切な管理を行い、緊急時に有効に活用できるよう努める。

3 関係機関等との連携強化

危機発生時に、迅速かつ的確な応急対策を実施できるようにするため、平常時から関係機関等との連携・協力体制づくりを推進する。

4 訓練・研修の実施

危機を想定した訓練や危機管理に関する知識や技術を習得するための研修などを実施する。また、訓練終了後には検証を実施して十分な効果を発揮できるよう努める。

5 ボランティア団体等との協力体制の確立

危機発生時に、ボランティアが活動しやすい環境の整備を進めるとともに、ボランティア団体等との信頼関係を確立し、連携・協力の体制づくりを推進する。

6 市民の危機意識の啓発

市民と行政が一体となって危機に備えるため、市は、市民に対して危機管理に関する知識・技術などの情報を提供し、危機に対する意識の啓発を図る。

第2 応急対策

危機発生時には、市は、被害や影響を最小限にとどめるための応急対策を実施する。応急対策では、市の組織の能力を最大限に活用し市民の生命の安全確保を最優先として事態を迅速に収拾するため、最善を尽くす。

1 危機発生時の組織体制

危機発生時には、直ちに関係部課等が初動体制等を取り、機動的かつ横断的に対応する。危機の規模や被害等が拡大し、全庁的な対応が必要な場合には、対策本部等の体制に迅速に移行するなど、状況に応じた対応を行う。

2 対処方針の決定

対策本部等は、速やかに必要な情報を収集・分析し、この結果に基

づきの確な対処方針を決定する。また、これを職員及び関係機関等に周知徹底し、確実に応急対策を実施する。

3 関係機関等と連携した応急対策の実施

対策本部等は、被害や影響を最小限にとどめるために、市民、事業者、関係機関等と連携・協力して、人命救助・救急医療・消火活動などの応急対策を実施し、事態を迅速に収拾する。なお、危機の内容や規模、被害状況により、他の地方公共団体等の応援が必要な場合には、迅速に応援を要請し、活動体制を強化する。

4 市民への情報提供

対策本部等は、危機に関する情報や被害情報など市民が必要とする情報を、あらゆる広報手段を活用し、迅速かつ的確に提供する。

また、情報内容は、正確性を確保するとともに、市民にできる限り分かりやすい情報となるよう努める。

第3 事後対策

市は、危機の収拾後に市民生活の回復を図るため支援や復旧活動などの事後対策を実施する。さらに、危機の再発防止、被害の軽減、応急対策の改善を目的として総合的な検証を行い、危機管理全体の向上に努める。

1 市民生活の安全・復旧

危機の収拾後、市は、関係機関等と相互に協力して、被害者等の生活援護、地域経済の復興支援等を行い、市民の生活の早期回復に努める。

2 検証

危機の収拾後、市は、危機管理全体について総合的な調査・検証を行い、発生原因やその予防、被害の軽減などの改善策を、計画やマニュアルに反映させる。

第5章 計画の策定

市は、「上野原市地域防災計画」、「上野原市国民保護計画」及び「上野原市危機管理計画」の三つの計画により、この指針の目的を実現する。

第1 上野原市地域防災計画

「上野原市地域防災計画」は、災害対策基本法の規定に基づき、上野原市における災害に対処するための基本的かつ総合的な計画として、「上野原市防災会議」が策定し、災害の種類に応じて「一般災害編」「地震編」「資料編」で構成する。

第2 上野原市国民保護計画

「上野原市国民保護計画」は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律及び「山梨県国民保護計画」に基づき、武力攻撃事

態等に備えて、市民の保護のための措置の実施に関する計画として、市長が「上野原市国民保護協議会」に諮問した上で策定し、「本編」と「資料編」で構成する。

第3 上野原市危機管理計画

「上野原市危機管理計画」は、この指針に基づき、テロ、感染症、環境汚染など、災害や武力攻撃事態等及び緊急処理事態を除いたその他の危機に対処するための計画として市長が策定し、各部・課等が所管する事務に係る危機に対応する。

第4 マニュアル等の策定

市は、関係する危機に対処するため、危機発生に備えた事前対策の実施、危機発生時の応急対策の実施、危機収拾後の事後対策の実施などについて、危機別にマニュアル等を策定する。

第6章 危機管理の推進体制

第1 危機管理統括責任者

危機管理監は、危機管理統括責任者として、市長を補佐し、全庁的かつ総合的に危機管理を掌理するとともに、危機管理責任者を統括する。

第2 危機管理責任者

各部等の長は、危機管理責任者として、平常時から危機に関する情報の収集に努めるとともに、市民、事業者、関係機関等との横断的な連携を図り、各部等における危機管理を推進する。

第3 危機管理主任者

各課等の長は、危機管理主任者として、平常時から所管する危機に関する情報収集、危機管理のマニュアル整備等を行う。

第4 上野原市危機管理会議

当市の危機管理の充実と推進体制の強化を図るため、危機管理の基本方針や危機管理に係る総合的な計画の検討、各部・各課等の連絡調整などを所掌する上野原市危機管理会議を庁内に設置する。

第5 危機発生時等の本部体制

危機が発生した場合又はそのおそれがある場合には、あらかじめ定められた計画にもとづいて初動体制等を取り、危機の状況・規模に応じて対策本部、警戒本部等を設置し、危機に迅速かつ的確に対応する。